

中国城市・小城镇改革発展中心並びに 日中経済協会及び海外エコシティプロジェクト協議会との 「スマートシティ等協力推進」に関する覚書

中国城市・小城镇改革発展中心（以下「中心」と称す）並びに日中経済協会（以下「協会」と称す）及び海外エコシティプロジェクト協議会（以下「J-CODE」と称す）は、以下のとおり覚書を調印する。

序文

1. 中国城市・小城镇改革発展中心（中心）

中心は、国家発展改革委員会直属の国家機関であり、都市化、都市発展政策の研究とコンサルティングを専門にする機構として発展し、都市化政策における国家発展改革委員会と関連部門のコンサルティングの機能を担い、中央部門と地方政府の重大課題の研究に参加し、都市発展に関する総合サービスを提供し、国際協力を展開してきた。

2. 日中経済協会（協会）

協会は、日中國交正常化が実現した1972年に設立され、日中経済貿易関係等に関する情報資料の収集、分析及び普及等の情報サービス、経済・技術交流の促進、人材交流の促進等必要な事業を行うことにより、日中経済関係の円滑な発展を図り、もって日中両国の良好な善隣友好関係の確立に資することを目的とした業務を行っている。

3. 海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）

J-CODEは、アジア等の新興国において急速に高まる環境共生型都市開発へのニーズに一元的に応えるため、幅広い業界にわたる日本国内の企業が“ジャパンチーム”を形成し、構想・企画といった川上段階から官民一体となって環境共生型都市開発事業の推進に貢献することを目的として、2011年に設立された。J-CODEは、その創設以来、中国における事業の推進を主要な業務として行っている。

4. 協力の背景

現在、中国の都市化のスピードと規模は世界の注目を集めている。中国は、新型都市化発展の重要な時期にあり、先進国の都市化発展の経験を参考とし、吸収、導入することを必要としている。日本は、都市化の高速發

展期に直面した背景、課題等において、現在の中国と相似点が多く、特に、省エネ、環境、都市計画、土地資源の集約利用、交通、第三次産業の繁栄、持続可能な発展と産業構造配置等の分野で豊富な経験を有する。

中国の新型都市化発展の巨大な市場ニーズとチャンスの下では、両国間にすでに構築してきた枠組みである日中省エネルギー・環境総合フォーラムというプラットフォームを通じて、日中両国の経済界がスマートシティを中心とする新型都市化分野での実務協力を積極的に推進し強化することは、きわめて現実的で、重要な意義を有する。

5. 覚書締結の目的

三者は、互恵的発展を出発点として、相互信頼を強化し、交流の拡大、協力の促進の実現により、日中両国の官民連携の協力プラットフォームを形成することを目的とする。

第1条 協力推進の目的と範囲

三者は、スマートシティを中心とする新型都市化を対象として、日中両国の経済界の協力をサポートし、交流機会を提供し、実務協力を促進する。

協力推進にあたっては、それぞれの法律法規、政策条件と規程を遵守し、それらに整合するという前提の下で、相互利益に合致した協力プロジェクトの醸成、その他の共通認識に至った活動を開展する。

第2条 協力推進内容

三者は、事前の十分な協議を通じて、中国新型都市化におけるスマートシティのモデル都市及び両国企業協力モデルプロジェクトの計画、開発、建設及び管理等の分野での協力を推進するよう努力する。その一環として、日中両国の経済界のために研究をサポートし、交流機会を提供する。

2. 1 相互訪問、セミナー

中国都市化高層国際論壇（毎年3～4月に上海で開催）、あるいは、中国都市の持続可能な発展の高層国際論壇（毎年10～11月に広州で開催）等の機会に、セミナーの共同開催、相互視察・訪問等の協力事業を促進する。また、これらのプラットフォームを活用し、成果発表と具体的な紹介を行う。

2. 2 人材交流

三者は、スマートシティを中心とする新型都市化分野の協力プロジェクトに係る行政、学者、企業人が短期または長期に相互訪問する等の人材交流の促進に努力する。

2. 3 宣伝、普及

本覚書の下で、三者は他の方の仕事を全面的にサポートする。三者は、それぞれのウェブサイト、関連するメディア等を通じて、協力推進の成果を含む情報の宣伝と普及を行う。

第3条 効力、改正等手続き

3. 1 本覚書は、三者の経費負担については、必要に応じて、その都度、協議を行う。

3. 2 本覚書は、法的拘束力がなく、法的強制力は及ばない。また、本覚書により、第三者の利益のために、他方を代表できない。

3. 3 本覚書は、日中両国語により作成し、三者がそれぞれ一通を保有する。両国語の覚書はこれを等しく正文とする。

3. 4 本覚書は、締結した日から効力を発生し、契約の有効期間は3年とする。三者は、事前に書面で通知する場合を除き、本覚書の中で締結する内容を一方的に停止してはならない。

3. 5 本覚書は、三者が書面で同意をすれば、改正を行うことができる。

第4条 情報公開の制限

三者は、法律規定に照らして合理的必要性がある場合、及び、事前に書面での合意がなされる場合を除き、本覚書内容を公表しない。

中国城市・小城镇改革发展中心

主任

李钦久

日中经济协会

理事长

田本巖

海外エコシティプロジェクト協議会

代表理事

糸田谷清

2016年7月29日